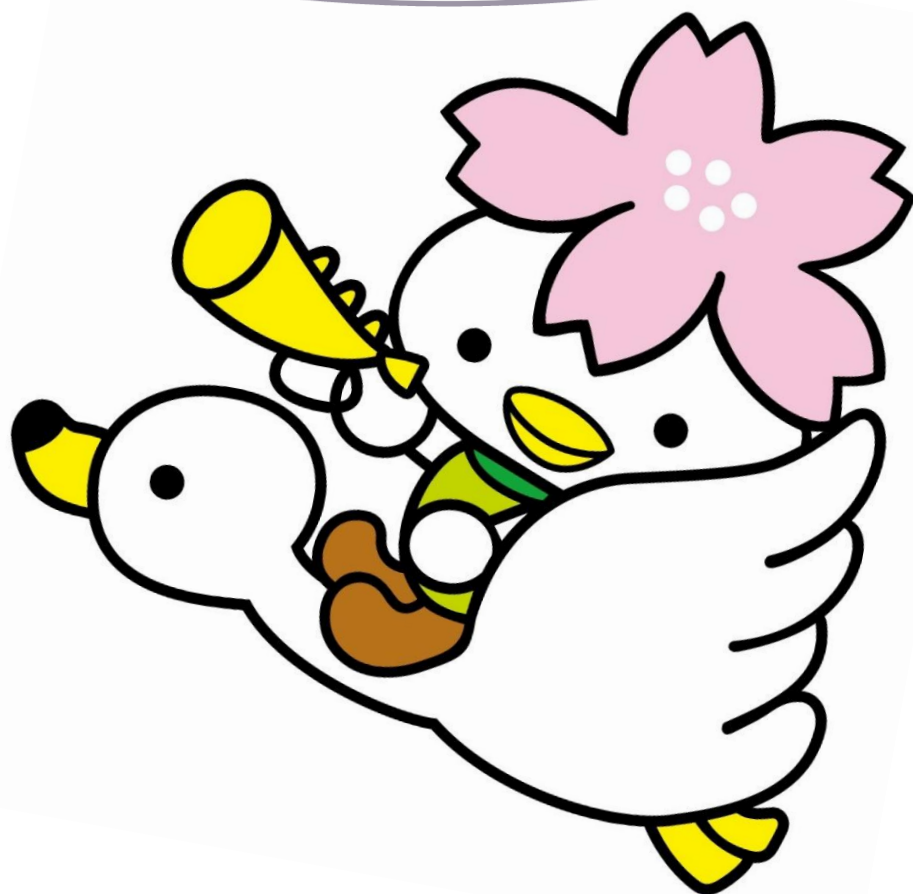


母子・父子家庭医療費 助成制度のしおり



大河原町子ども家庭課 児童福祉係

〒989-1295 大河原町字新南19番地

☎0224-53-2251 内線191・192

各種手続きにはマイナンバーが必要です



目 的

配偶者のいない女子または男子と現にその扶養を受けている児童で構成されている家庭に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の健康維持、児童の健全育成など福祉の向上を図ることを目的としています。

対 象 者



大河原町に居住している母子、または父子家庭の親と現にその扶養を受けている児童（１８歳未満）が対象です。ただし、子ども医療費等、他の公費の対象となっている場合は、そちらが優先となります。なお、この制度には所得制限があり、受給者・扶養義務者の前年の所得が限度額以上のときは、その年の１０月から翌年の９月までの助成は受けられません。また、資格登録をしておきますと、毎年所得の審査をして９月頃にお知らせします。

なお、母子、父子家庭とは、次の１～８に該当する場合です。

１. 配偶者と死別したかた
２. 離婚したかた
３. 配偶者の生死が不明のかた
４. 配偶者と長期にわたり別居しているかた
５. 配偶者に心身の重い障害があるかた
６. 配偶者が長期にわたり拘禁されているかた
７. 婚姻によらないで父または母となったかた
８. 父母のない児童

助成の内容



助成されるのは、保険診療による自己負担額（入院時食事療養費を除く）です。

ただし、１件につき入院については２,０００円、通院については１,０００円を超えた分が助成額となります。

保険の適用されない分（健康診断、予防接種、差額室料、液剤の容器代等）は助成されません。

「高額療養費」や「附加給付金」が支給される場合は、その額を差し引いて助成します。

※附加給付とは・・・

健康保険組合や共済組合に加入しているかたは、保険診療による自己負担額の一部を、その加入組合（勤務先）から給付金として支給されることがあります。

法で定められた高額療養費にさらに上乗せされる組合独自の給付制度です。

資格登録の 手続き

※助成を受ける
には、必ず登録
が必要です！



※手続にはマイナンバーが必要です。

【書類不備の手続きはこ
ちらから行えます！】



医療機関を 受診するとき



資格登録の手続きに必要なものは、以下のものになります。

1. 資格登録申請書
2. 健康保険資格情報を確認できるもの(親子全員分)
※マイナンバーカード、マイナポータル資格の確認画面の写し、資格確認情報のお知らせ、紙またはプラスチックの保険証等
3. 預金通帳 助成金の口座振込に使用します。
4. 受給者本人のマイナンバーがわかるもの
5. 受給者の本人確認書類(免許証等写真付きのもの)
写真付きのマイナンバーカードを提出した場合は不要です。
6. お子様・同居の親族(※)のかたのマイナンバーがわかるもの

昨年及び今年の1月1日時点に大河原町以外に住民登録があったかたのみ



7. 地方税関係情報取得に関する同意書

受給者本人・18歳以上の同居の親族(※)の自筆のもの

マイナンバー制度による情報連携により所得の確認を行いますので、同意書の記入をお願いいたします。

受給者以外のかたが手続きをする場合は、委任状や手続きをするかたの本人確認書類が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

※マイナンバーや所得の確認を行う同居の親族は、直系血族・兄弟姉妹です。
(受給者の子・父・母・祖父・祖母・兄弟姉妹 等)

1. 県内の医療機関を受診するとき
町から交付された「受給者証」を掲示し、「助成申請書」を医療機関の窓口月に1枚提出してください。
病院ごと・薬局ごとに提出が必要です。
2. 県外の医療機関を受診するとき
町から交付された「受給者証」を掲示し、「助成申請書」に医療機関の証明(または、医療費の領収書)をもらって受給者本人が子ども家庭課窓口提出してください。
病院ごと・薬局ごとに提出が必要です。

◎医療費は、医療機関に支払ってください。

町では、提出された助成申請書をもとに、受診月の3～5か月後に、医療費助成金として登録の口座に振込いたします。

更新手続

受給者証の有効期限は、1年間（10月1日～翌年9月30日）です。一度登録したかたについては、自動更新となりますので更新手続きは不要です。資格審査により継続助成と認定したかたには、9月中に新しい受給者証をお送りします。
なお、詳細は9月広報紙でお知らせいたします。

変更・喪失の届出

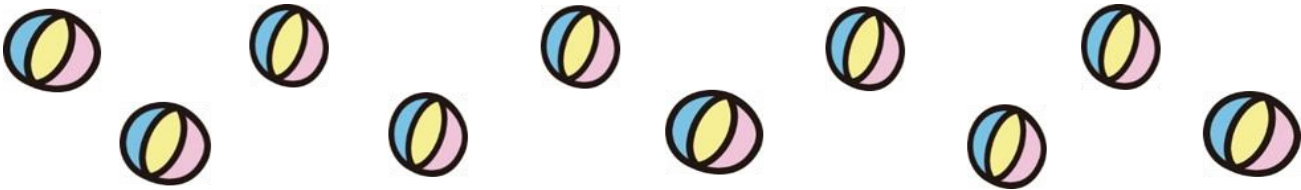
【保険変更の手続きはこちらから行えます！】



次の場合は、必ず届出をしてください。

- 1. 住所に変更があったとき(町内で転居・町外へ転出)
- 2. 氏名に変更があったとき
- 3. 加入の健康保険に変更があったとき
(退職、就職、扶養者変更、記号番号変更等)
- 4. 振込先口座を変更したとき
- 5. 生活保護を受けるようになったとき
- 6. 婚姻(事実婚含む)したとき

※届出をしないと、助成が受けられなくなったり、医療費を返還していただくようになる場合もありますので、ご注意願います。



母子・父子家庭医療費所得制限限度額表

(令和7年10月1日改正)



扶養親族の数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	1,700,000円	2,360,000円
1人	2,080,000円	2,740,000円
2人	2,460,000円	3,120,000円
3人	2,840,000円	3,500,000円
4人	3,220,000円	3,880,000円
5人	3,600,000円	4,260,000円

※扶養義務者とは、同居の直系血族・兄弟姉妹です。(受給者の子・父・母・祖父・祖母・兄弟姉妹等)
住民票上世帯分離をしていても、生計が同一の場合は扶養義務者とみなします。